

同行援護の従業者の要件

1. サービス提供責任者

次のa, bのどちらかに該当する者

a	同行援護従業者養成研修(一般課程+応用課程)を修了した者 (相当する研修課程修了者を含む)	+	介護福祉士等(介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、介護職員初任者研修課程修了者、1級ヘルパー、2級ヘルパー等) ※介護職員初任者研修課程修了者、2級ヘルパーについては3年以上の介護等の実務のある者
b	国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者		

※3年以上とは、従事期間が3年以上かつ従事日数が540日以上のこと。

2. 従業者(サービス提供者)

次のa, b, cのいずれかに該当する者

a	居宅介護の従業者要件を満たす者であって、視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業(直接処遇職員に限る)に1年以上従事した経験を有する者		
b	同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了した者(相当する研修課程修了者を含む)		
c	国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者		

※1年以上とは、従事期間が1年以上かつ従事日数が180日以上のこと。

※留意事項

1. サービス提供責任者、従業者を配置している同行援護事業所にあつては、サービス提供責任者は上記サービス提供責任者の資格要件bに該当しない場合、従業者は上記従業者の資格要件a, cに該当しない場合は研修を受講する必要がある。

2. 勤務形態一覧の作成に当たっては、同行援護に従事する者のみで構成し、経過措置対象者を含めた資格要件を満たす人員で常勤換算人数2.5人以上確保できることが必要である。